

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年4月4日

水曜日

第4335号

## 目次

### 告示

- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 1
- 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 2

### 公安委員会公告

- 機械警備業務管理者講習の実施 3
- 警備員指導教育責任者講習の実施 4

## 告示

### 富山県告示第194号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年4月4日

富山県知事 石井 隆一

事業者の名称		株式会社ハイブリッド
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	かたかごヘルパーステーション
	所在地	富山県高岡市京町2-6
	介護保険事業所番号	1670202389
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月28日

事業者の名称		医療法人社団アスカ
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	エルダーデイサービスセンター
	所在地	富山県氷見市阿尾193番地
	介護保険事業所番号	1670500204
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月28日

### 富山県告示第195号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年4月4日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		株式会社ハイブリッド
サービスの種類		介護予防訪問介護
事業所	名称	かたかごヘルパーステーション
	所在地	富山県高岡市京町2-6
	介護保険事業所番号	1670202389
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月28日

事業者の名称		株式会社ケアサポートコウセイ
サービスの種類		介護予防通所介護
事業所	名称	デイサービスとんがりやまの湯
	所在地	富山県中新川郡立山町宮路34-1
	介護保険事業所番号	1671600755
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月5日

事業者の名称		医療法人社団アスカ
サービスの種類		介護予防通所介護
事業所	名称	エルダーデイサービスセンター
	所在地	富山県氷見市阿尾193番地
	介護保険事業所番号	1670500204
廃止の届出を受理した年月日		平成30年2月28日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**機械警備業務管理者講習の実施について**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成30年4月4日

富山県公安委員会委員長 久和 進

**1 講習実施日**

平成30年7月17日（火）から19日（木）までの3日間

**2 実施時間**

午前8時30分から午後4時50分まで

**3 実施場所**

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

**4 講習定員**

30人

**5 事前受付の期間及び受付先****(1) 期間**

平成30年5月7日（月）から6月1日（金）まで（日曜日及び土曜日を除

く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

平成30年6月4日（月）から6月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

7 受付場所

富山県内の警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

38,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

(1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。

(2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

### 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成30年4月4日

富山県公安委員会委員長 久和 進

## 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成30年6月5日（火）から13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	平成30年6月8日（金）から13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の4日間

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成30年7月5日（木）から11日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の5日間
追加取得講習	平成30年7月10日（火）、11日（水）の2日間

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成30年7月5日（木）から11日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の5日間
追加取得講習	平成30年7月10日（火）、11日（水）の2日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	平成30年7月5日（木）から11日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の5日間
追加取得講習	平成30年7月10日（火）、11日（水）の2日間

## 2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については7月11日（水）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

### 3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

### 4 講習定員

各講習20人

### 5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 新規取得講習

##### ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る

警備業務に従事しているもの

イ 4号業務

最近5年間に、受講しようとする当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当するもの

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当するもの

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	事前受付期間
1号業務	平成30年4月23日（月）から5月18日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務 3号業務 4号業務	平成30年5月7日（月）から6月1日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話076-441-2211・内線3045）。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	平成30年5月21日(月)から5月25日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務 3号業務 4号業務	平成30年6月4日(月)から6月15日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

## (2) 受付先

富山県内の各警察署

## 8 提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通  
 (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び同5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条

に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1号警備業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号警備業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号警備業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

